

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年5月31日（木）午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

### 参加者等

司会者 井 口 修（さいたま地方裁判所第2刑事部総括判事）

裁判官 栗 原 正 史（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 岩 崎 吉 明（さいたま地方検察庁公判部副部長）

弁護士 新 穂 正 俊（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 70代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代 男性（以下「7番」と略記）

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

本日はお忙しいところをこの意見交換会の趣旨に御賛同いただきまして、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

私は、この裁判所の第2刑事部というところで裁判長をしております井口修と申します。私も裁判員裁判を幾つか担当してはいますが、きょうお集まりいただいた経験者の方たちとは御一緒に仕事をしていないと思います。初めましてということですが、よろしくお願いします。

初めに、この意見交換会の趣旨を簡単に私のほうから説明させていただきます。

ことしの5月21日で裁判員裁判が始まって大体丸3年が経過しました。この間、相当数の裁判員裁判が行われています。私自身は三十数件やりまして、きのうちょうど裁判員裁判が1件終わったところなんですけども、その方に1,300番台でしたかね、バッジを差し上げました。御存じのとおりバッジにシリアルナンバーが入っていますけども、もう1,300番台になっています。さいたまでは、そのくらいの方数がもう裁判員経験された。全国になると、相当の数になると思います。

ただ、私、実際経験してみまして、やっぱり一つ一つの事件によってそれぞれ個性がある。来ていただく裁判員の方々も毎回違うということで、結局1件1件どういう審理をやるか、どういう評議をやるかということについては手探りのような形でやっている状態です。幸い今までのところは皆さん、いい、立派な裁判員の方たちに来ていただいて、特に問題もなくできてきたんではないかと思っているんですけども、勝手に私たちがそう思っているだけかもしれない。いろいろアンケートなんかを拝見しても、それぞれいろんな御意見があるのは承知しているんですけども、やはり実際に経験された方から、ぜひともその生の声を、少し時間が経ったところで伺ってみたいなということで声をかけたところ、こうやって参加していただいたということで、ぜひ率直なお話を聞かせていただければと思っています。

こういう会は、これまでもさいたまでも何回か既にやっています。しかし、1回

ではなかなか、限られた方の御意見しか伺えないので、これからは少し頻繁にこういう会を設けてやっていこうということになっています。そういう意味では、これがその第1回目になるかと思うんですけども、特に準備もしていただかないで来ていただいていると思うんで、あるいはもうお忘れになっていることもあるかもしれないですけども、話をして、思い出しながらで結構ですが、思いつきみたいなことでも何でも構いません。傍聴している方がたくさんいますけども、余り気にされずに、放談会みたいな感じで、どんどん御意見いただければと思います。

幸い裁判官と、それから検察官と弁護士さんと、それぞれの立場で1人ずつ来ていただいていますんで、文句を言うこととか御意見があれば、直接言っていただければ、それぞれ対応していただければと思いますんで。

そうですね、少し自己紹介を簡単に、検察官からやっていただけますか。

岩崎検察官

さいたま地検の公判部副部長の岩崎吉明と申します。私は、私自身が裁判員裁判に立ち会うことはそれほど多くはないんですけども、むしろ実際に立ち会う検察官の指導あるいは決裁を行っているというところなんです。ですから、さいたま地検で行われる裁判員裁判については、私が来ましたのは去年の4月ですけども、4月以降は全件について内容報告を受けて、あるいは立証方針なども、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかというようなことをやっている状況でございます。

本日、裁判員経験者の皆様方に、また体験談あるいは御意見、御批判なども含めていろいろとお話をちょうだいできればと思っています。よろしく願いいたします。

新穂弁護士

私、埼玉弁護士会の弁護士の新穂と申します。

私は、裁判員制度検討協議会とあって、弁護士会の中で、今出ました3年の見直しをする際に、これからどういうことを見直しをすればいいかということで行う検

討会の副委員長みたいな形でやらせていただいております。

裁判員制度そのものについて、私は余り直接やるということが私自身はないので、いろいろと話とか、そういうことはお聞きしておりますけども、そういう部分も含めて、裁判員の皆様にいろんなことをお話ししていただければ、今後のその見直しにおけるいろんな材料を聞かせていただけるのではないかとということで本日参りました。きょうは、こういう形で裁判員の皆さんが意見を発表されるというのは、ある面では自分の気持ちを出されて、ある面では何となくこういうところでというふうな御指摘もあると思いますけども、ぜひとも忌憚のない感想とか御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

栗原裁判官

井口部長の2部で右陪席をさせていただきます栗原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、全然やったことがないというか、1件だけしかやったことがありませんで、むしろきょう聞いて、御経験者の方々にいろいろ話を聞いて勉強させていただいて、自分でノウハウをつかんでしまおうと、こういうたくらみでやってきているということでございます。特に自分の興味を持っているのは、やっぱり評議の運営が一番興味がありますので、その評議のときに、どんなことが理由で話しやすくだろうとか、どんなことがあると話しにくくなるかなというようなところをぜひ教えていただくと今後の運営に役立つなど、こう思っておりますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございました。

この会は、評議と違いまして、結論を出す会ではありませんので、どちらへ飛んでも方向間違いとか、そういうことありませんから、自由に行ったり来たり、何でもやっていただければと思います。基本的に皆さんの御意見を伺おうと思ってますんで、こちらから特に御質問させていただくこともないかと思うんですけど

も、あるいは検察官、弁護士さん、裁判官から、この機会に何か伺いたいことがあるということであれば、後でまたその機会を設けたいと思います。そういうことでやっていきたいんですが、守秘義務についてのお話が若干あったかと思うんですけども、この会の性質として、おそらく職務上知り得た事件に関する情報なんかを話していただくということはまずないだろうと思いますので、その辺は大丈夫だと思います。

それから、評議の内容についてですけども、この辺はぜひ伺いたいところでありますけれども、具体的な事件で具体的な意見がどうであったかと。特に何対何に分かれたかとか、私は少数意見で、こういう意見だったというような、そんなことについてもこの意見交換会ではお話しいただく必要はないかと思えますので、そういう意味では皆さんに守秘義務を余り気にしてお話しいただくというようなことはないだろうと思っています。余り気になさらずに、いろいろお話をいただければと思っています。

それでは、順番に裁判員経験者の方に御発言いただきたいと思います。もうお忘れになっていることも多いかと思いますが、とりあえず、どういう事件に参加されたか、それから裁判員を経験された御感想等をまず順番にお話しいただければと思うんですけども、そんなことでよろしいですか。いや、そんなことより、まず話したいことがあるという方はどんどん話していただいて結構なんですけども、大体1番からということになっていますけども、いかがですか。

1番

まず、事件なんですけども、自分が裁判員裁判に選ばれたのがちょうど1年ぐらい前で、事件は傷害致死の事件でした。どこまでちょっとしゃべっていいのか、あれなんですけど・・・。

司会者

その程度で結構です。また、自白か否認かぐらいで結構です。

1番

争点があって、それをやった、やらないで、それを評議したんですけども、そういった事件です。感想は、一言で言えば、非常に貴重な経験、周りにもいまだに自分の知り合いでは選ばれた人間がいなくて、非常にいい経験はしたと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方、いかがでしょうか。

2番

事件、同じなんです。

司会者

同じ事件ですか。

2番

はい、同じです。内容は忘れてしまいました。覚えていません。

司会者

内容は結構です。感想でも。

2番

そうですね、感想はびっくりしました。だけど、私、ちょっとミーハーなところがあって、どういうもんだか見てみたいというのであって、それで受けようと思って来ました、裁判員裁判の裁判員。

司会者

ごらんになっていかがでしたか。

2番

テレビで見るのと大体似ているなど、そう思いました。テレビでやっている、こんなものありますでしょう。

司会者

これは、おかしいんじゃないかとか。

2番

おかしい……。初めてのことだから、どれがおかしいかどうか、ちょっとまるつきりわかんない。

司会者

わかりました。じゃ、いろんなお話が出たところで、また思い出したところをお話しただけだと思います。

2番

はい。

司会者

じゃ、3番の方、いかがでしょう。

3番

事件は、強制わいせつ的な、そんな事件でした。そうですね、余りそういう裁判とか全く知識がなかったんで、この判決する上で何もゼロからのところから何年とか、そういうのもまた難しくて、ただ裁判員は前例とかが余り知らないんですけど、裁判官の方は大体前例に従ってどれくらいだろうというのが、そういうギャップが裁判官と裁判員であったのかなというのが正直ちょっと思います。

司会者

ありがとうございます。またその辺のことについては、後でゆっくりお話を伺いたいと思います。4番の方、どうぞ。

4番

私がかかわった事件は、殺人と殺人未遂事件ということでした。そのときに、本人は全く覚えていないという、そういうことで、ただ証拠とか、その実際に被害に遭われた方が出られたということで、それは覚えていないというのは、本当に覚えていないのかどうかわからないけれどもということ、その辺はとっても、かなり年齢の高い方でしたので、本当に覚えていないのか、もうそういうことは知らないと言い張っているのか、その辺は最後までわかりませんでした。

私は、このことにかかわって、それまで本当に全く裁判とか法律とか無知だった

ので、本当に私みたいなものがかわっていいのかどうかということ、とっても不安に思ったんです。終わった後に、それから結構新聞で裁判員裁判という、その項目を挙げて新聞を出しているがあるので、私もそういうものを興味というよりも、何か自分がやってきたことで、そういうことはどうだったんだろうかという思いがあって、そういう新聞記事なんかも比較的読むようになりました。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方、お願いします。

5番

私が担当しましたのは殺人事件です。たしか自首が成立している殺人事件でした。それより前にこの裁判員に選ばれたとき、選任手続がまさにここで選ばれたとき、実は何人もいらっしゃる中で、私は選ばれたいなと思っていました、非常に興味がありましたし、経験してみたいというのはずっと思っていました。実は、大学が法学部で、一時期ちょっと法曹界を目指したことはあったことはあったんで、今は全く全然違う仕事ではあるんですけども、そういったものは非常に興味があったので、ぜひ経験してみたいと思っていました。

経験して非常によかったなというのと、自分以外の、例えば会社の人間とか、周りの人たちにも、ぜひこれは経験していただいたほうがいいんじゃないかなというのが私の感想でした。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方、お願いいたします。

6番

私、実は 刑務所のほうで技術指導に若いときに、若いといっても40代のときにちょっと行って教えたその経緯がありまして、非常にこういう裁判については興味を持っていました。

それと、割合と新聞で報道されている事件についての最終的な刑までは、ある程度は興味を持っていましたので、こういう裁判員裁判については、私は積極的にや



りたいと。それと、こういう方々が長い間、服役して立ち直っていくのかなという経緯を想像しながら今回裁判員裁判をしましたが、内容はひたたくり傷害という内容でしたので、なるほどなど。やっぱし、その方は執行猶予もついでいながら、再犯をしているのかというようなことで、ちょっといろいろ自分の考えとはずれがあるんですけど、本当に日本の国、これだけ犯罪が増えていますので、我々としたら、もっとスピードを上げて、それで的確な処置をしていくのも、これから日本の国を見直すべき道じゃないかなという気は考えていました。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方、お願いします。

7番

私の場合は、担当したのは強盗致傷でございました。裁判員裁判に選ばれたときは、50人か60人ぐらいいらっしたんですけども、その中の6人に選ばれて、さて、どうしたもんかなと。事件の関係は、殺人のような大きな事件でなければいいかなというふうなことがやっぱり自分では思っていましたけど。終わった段階では、1番さんのおっしゃるとおり、私もいい経験はできたかなというふうには感じております。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

一通り御発言をいただいたんですけども、一応お手元に、手がかりとして項目を幾つか挙げてあるんですけども、特にこの順番にこだわるつもりは全然ないんで、皆さんの中で、ぜひこの点をまず話したいというようなところがもしありましたら、どなたからでも結構なんですけども、いかがでしょうか。もしあれでしたら、私のほうからちょっと伺わせていただきたいんですけども、やっぱり評議です。評議が具体的にうまくできているのかどうかというところがあって、私もほかの部の評議が非常に気になるところがある。自分のやっている評議のやり方で本当にいいのかというのも考えているんですけども、評議、わかりますよね、評議をおやりになっ

てみて、十分に意見言うことができたか、あるいは裁判員同士で意見を戦わせるようなことがあったかどうかとか、その辺のところはいかがですか、経験されてみて。

4番

私が担当したときに、裁判長さんが割合いろんな事例を出されて、評議の中で、例えば永山事件だとか、その事件は殺人事件ということもあったと思うんですけども、永山事件の話とか、そういうことをお話しされて、割合その6人の中で、でも、こういうのはとか、結構いろんな話題が、そういう発言によって話しやすい状況をつくっていただいたと思います。

司会者

それは、今お話になっているのは量刑の評議でしょうか。

4番

量刑のほう……。

司会者

刑を決める評議ですか。

4番

それ以前か、そのこともあったんですけど、経過の中でそういう話も、永山事件の話は量刑の話だと思いますけど、そのほかのことも御自分の体験を話されたり、そういうことの中から、何かみんなが発言しやすい雰囲気をつくっていただいたんじゃないかなと思っています。

司会者

そう言っただくと大変ありがたいんですけども、私は幾つか経験してみて気になるのは、やっぱり量刑の評議なんです。事実がどうだったかという評議は割にやりやすいというか、皆さん御自分の感じ方で、これはこう見るべきだとかいう、そういう御意見が出るんですけど、量刑の評議になると、やっぱり皆さん大変お困りになっているんじゃないかなという感じはするんですが、そういった観点から、何か御意見というか、御感想はありませんか。

7番

私の場合は、強盗致傷の傷害のほうだったんですけども、女性が被害者の方で、そのときは私たちは3人、3人、女性3人、男性3人ということで・・・。

司会者

裁判員の構成員ですね。

7番

裁判員の構成が、うまくそういう形になっておりまして、どうしても被害の方が女性なものですから、私から見ると、量刑の、そういうときには女性のその裁判員の方が少し重いような雰囲気がありました。私のほうが少し軽目かなというふうな、いろいろとそういうちょっと悩みはありましたですけども。

5番

評議の中で、例えば途中経過、量刑の前の段階では、その事実関係とか、いろいろな資料とか、そういった形で非常にわかりやすく、質問しやすい状況ではあったんですね、実際の裁判の中では。ただ、量刑となると、やはり素人ですので、全くこれがどういった、懲役何年になったとか、あとはこれ3年で、3年になれば執行猶予とか、そういったものは全く素人にはわからないお話で、判断が非常に難しいと思いました。過去の同様の事件の判例というんですか、こういった事件ではこういったものでしたということで、いろいろ資料を見せていただいて初めてわかる。それがない段階では、本当に量刑って何だろうというところが、量刑自体が非常に素人にはわかりにくいなというのを感じました。以上です。

司会者

それはどうしたらいいんですかね。どうやったらよかったんでしょうか。

5番

非常に難しい。私も言っていて、そういったお話になるかなと思ったんですけども、やはり何か目安となるものがないと、事前に、それによって裁判が左右されてはまずいと思うんですけども、事前知識がやはり、何も真っさらで行くよりも、

事前知識、ある程度物がないと非常に難しいなって感じました。

司会者

量刑についての総論的な説明のようなものは評議の中であるんですか、刑はどういうふうにして決めていくものかというような。

5番

ちょっと記憶が定かではないんですけども、たしかそのような話はちらっとあったような気がします。ただ、記憶に残っていないので、余りきっちりとしたお話がなかったのかもしれないです。ですので、もう裁判始まる前、評議に入る、一番最初にもしかしたらあったのかもしれないですけども、記憶に残るような、こういった形で、こういうふうに決まるんですと、量刑はこんなもんなんですよというところの説明が一番最初に知識としてあったら非常によかったのかなと思います。

司会者

ほかの方はいかがですか。量刑に限らなくてもいいんですけど、評議について困ったこととか、よかったことでももちろんいいんですが、できれば困ったことを伺いたいと私たちとしては思うんですけども。

当然評議というのは検察官、弁護人の法廷活動に基づいてやっているわけなんで、場合によっては、その検察官、弁護人の活動に、こんな問題があったんで評議ができなかったという、そういう切り口でも結構なんですけど。

法廷で審理をやっているときと、評議室で評議をしているときと、どっちが大変でしたか。2番の方、いかがですか。

2番

評議をやっているほうが大変でした。

司会者

それは、どこが大変なんですか。やっぱり意見を言うというのは大変ですか。苦手というか。

2番

わからない。どういうふうにしていいかわからないから、どうですかって言われて、それに対して自分の考えを言うだけであって、それがどういうふうに反映するのかなって。裁判長さんは、いろいろ例を挙げてわかりやすく話ししてくれたんですけど、話ししているときはよかったですけど、さあこれから決めましょうってなると、さっぱりどうしたらいいかわからなくなるというところかな。

司会者

私は、ほかの部の評議って知らないんですけども、皆さんがその評議室で、例えば裁判員は裁判員だけで雑談のように事件について話すということもあるんですか。

1 番

ありました。

2 番

そうですね、ちょっとぐらいありました。

司会者

そういうのは、かなり有意義というか、話しやすいとか、そういう意味でいかがですか。

2 番

そうね、話しやすいとか、そのことについて、その評議とか、そういう決めることじゃなくて、私なんかだったら、何でそんなことになっちゃったんだろうねとか、かわいそうだなとか、そういうふうなお話でした。

司会者

評議の話しやすさという関係はいかがですか、例えば3番の方。

3 番

そうですね、多分いきなり来て、みんなしゃべりにくかったと思うんですけど、一番やっぱり話が盛り上がるのが休憩中と食事中ですか。食べながらとか、休みながらだと、裁判官がいらっしゃるときでも、割とすごい会話が弾んでいたんですけど、いざ、やりましょうかと言うと、やっぱりちょっとみんなシーンとなっちゃう

感じはありました。

司会者

この意見交換会と比べてどうですか、話しやすさで。

3番

こんな感じだったです。

司会者

評議室は傍聴人いませんからね。

3番

そうですね。割とやっぱりみんなまじめな話をしなくちゃいけないだけに難しいですよ、発言するのは。多分そういう休憩中とか、そういうときにやっぱりいい意見が出ていたなという印象は覚えています。

司会者

いかがですか、その6人の裁判員の方と補充の方が何人かいらっしゃるわけですが、裁判員の方たち、ほかの裁判員の方を見ていて、言いにくそうだなというような方もやっぱりいらっしゃるんですか、それは。皆さん、大体話をされる雰囲気なのか、話をしない方もいらっしゃるのか。

4番

私たちがその評議しているときに、一応順番に意見を言えるように、今回みたいにどなたかじゃなくて、1番の方どうですか、2番どうですかというふうにおっしゃられると、やっぱりそれなりに発言できると思うんですね。

それで、私がかかわったときは、男性が4人、女性2人、補充裁判員の方が女性2人でした。割合年齢的には若い方が多かったように思うんですね。ですから、その日にくじ引きだと言われて、そういう年齢構成になったんだろうと思いますけれども、そういうふうには、どうですかって話を仕向けられると、やっぱり自分の意見が言えるとか、なかなか、どなたがどうぞというと、やっぱり意見が出ないんじゃないかなというふうには思います。

司会者

その裁判員の構成というんですか、男女比とか年齢構成なんかは、何かこうじゃなきゃいけないというような感じはありますか。

4番

いや、私は余りそういうことは感じませんでしたけど、先ほど3対3でバランスがよかったんじゃないかなというお話もありました。でも、そういう意味では、年齢構成も年配者から若い人と、そういう構成になってもいいんじゃないかなとは思いますが、今の裁判員裁判が市民目線でというふうに言われていますので、そこまで必要はないのかなとは思いますが、私は4対2であっても補充裁判の方、女性の方で、その方もいろいろ発言されましたので、余り違和感はありませんでした。

司会者

ついでに伺いますけども、裁判所からは裁判員の方が、どういうバックグラウンドを持っていらっしゃるかということは皆さんにはお知らせしないし、裁判所自身もそれほどその情報を持っているわけじゃないんですが、実際にその裁判員の仲間になれたときに、お互いにそういうお話というのはされるんですか。

4番

どういう立場であるかということですか。

司会者

例えば職業とか家族構成とか。

4番

私たちは、そういう話はしませんでした。全くありませんでした。最後に判決が終わって、その最後の日に女性4人で食事をして帰りました。ただ、その中でも、お互いの名前も住まいも何にも言わずに、ただ感想だけ話をしてお別れしました。

司会者

その辺は、2番の方はいかがでしたか。

2番

そうですね、私たちは裁判所の中入っていると、もうみんな和気あいあいといろんな雑談なんかもしていたんですけれども、いったん外に出ちゃうと、みんな忙しくて、だからそういう食事をしたりとか、そういう話って余りなかったように思いますね。でも、お互いにみんな連絡はとり合ってたと思ったけれども、1回か、2回ぐらい連絡とり合ったっきり、それっきりになりました。

司会者

皆さんのお話し伺うと、大体評議はちゃんとできたというふうに、何かそういうふうに聞こえるんですけども、時間なんかについてはいかがでしたか、評議の時間というのは。それぞれ事件によって、どのくらいやるかというのは変わってくると思うんですけども、十分な時間がとれたか、あるいは長過ぎたかとか、その辺の感想がもしおありになったら、7番の方いかがでしょうか。

7番

事件の内容によって、ある程度の評議の時間というのは決まっているでしょう。決まってないですか。

司会者

そうですね、事件で最初審理計画を立てるときに、評議に当てられる時間はこのくらい、1日だとか、半日だとか、2日だとか、そういうのは一応組んであります。

7番

私、先ほど申し上げたように強盗致傷の場合だと、大体4、5日ということで最初お聞きしましたから、一応そういうつもりである程度臨みましたですけど。

司会者

今のその4、5日というのは、裁判手続全体が4、5日ということですよ。

7番

ええ。

司会者



その中で、その法廷を出て、実際に評議、相談をする時間、それが十分時間をとれていたかどうかという点はどうでしょうか。

7番

私の事件に関してはよかったんじゃないか。時間的には十分であったとは思いますが。

司会者

長過ぎたということはないですか。

7番

いや、そうでもないんじゃないですか。余り短いと、後で自分で後悔するかも知りませんので、自分ではそのぐらいの時間で、傷害の件に関してはいい時間のとり方だったんじゃないかなとは自分では思っています。

司会者

6番の方も同じ事件を担当されたのでしょうか。

6番

そうです。

司会者

いかがですか。

6番

今7番さんが意見言われたのと同感です。

それと、1つは裁判官のほうから、発言の機会を均等に、必ず与えられたというか、与えてくれたと。ということになりますと、自分たちもいろいろと責任を持った発言をしなくちゃいけないという考え方になりますので、非常にいい審理ができた、私はそういうぐあいに、自己流なんですけど、評価しております。

司会者

ありがとうございました。

評議の充実というか、その中身の充実さについて、1番の方、どんな感想をお持ち

ちですか。

1 番

その評議の時間が正直適切だったのか、それ以上時間があつたら、もっといい判断ができたのかという部分では、正直やっぱり素人では判断ができないと思います。そんなには、どこかでやっぱり区切りをつけないと判断もできないと思いますし、評議自体は裁判長なり裁判官の方からいろいろわかりやすくはしていただいたんで、その辺は問題ないんですけど、時間配分等に関してはちょっと何とも言えないです。

司会者

もちろん、どんな時間が適切だったかということは、その個別の事件でいろいろ状況があるから、なかなかわからないと思いますけど、ただ御自分で参加されていて、十分だったか、あるいはちょっと長過ぎたのかなとか、もっと時間があればよかつたのかなとか、そういう点はいかがですか。

1 番

そんなに長くはなかったです。もうその裁判員裁判に選ばれて、スケジュールももうこういうスケジュールでいくというのも決まっていたし、反対に評議の時間が進行がうまいぐあいに進んで、1日なくなったということもありましたんで、長いというふうには感じませんでした。

司会者

結構ゆとりをもって評議ができたという感じなんですか。

1 番

そうですね、はい。済みません、1日なくなったのは審理の時間が1日なくなつたんですか。

2 番

なかったです。

1 番

ええ。済みません、評議じゃなくて、審理のほうです。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方はいかがですか。

3番

僕は長いなという意見です。

司会者

私もそういう意見が、あるいは出るのかなという気もちょっとしたんですけど、どの辺で長いなと感じたんですか。

3番

そうですね、最後はやっぱり人それぞれというか、同じ意見しか、その個人の最初に言った意見と最後に全部ひっくるめてどうでしたかというのが余りそんな変わらなかったの、それを1回、2回、3回って聞かれても、別にあと1回ぐらい聞いてくれればいいんじゃないのかなという、そんな2回も3回も聞かないでもよかったんじゃないかなとはちょっと思ってしまうけれども。

司会者

そのあたりのことなんですけれども、その評議をされていて、裁判官と裁判員が共同して評議をすると、事件を担当するということになっているわけなんですけれども、どうも今皆さんのお話を伺っていると、皆さんがその裁判官から発言を求められて意見を言う。そういう何か裁判官と裁判員の方とのやりとりだけで終わってやしないかという気がちょっとするんですが、その裁判員同士のやりとりというのは評議の中ではどのくらい、どのくらいというのも失礼だけれども、そういうのはあるものなんですか。5番の方いかがですか。

5番

やはり私も同じで、順番にぐるっと1周みたいな形で順番に意見をという形だったんで、裁判員同士の意見の話し合いというのはなかったように思います。ただ、休憩時間で、そういえばあれはどうだったね、こうだったねという、私は喫煙するんですけど、喫煙の場所に行ったときに、そんなような話が、評議の中ではなくて、

評議外で、外で、こうだったね、こうだよ、じゃ次のときに、じゃ言ってみようかというような話があったんですけども、評議のその場で、その裁判員同士が意見を言い合うというのはなかったように思います。

司会者

なかなか難しいんですよ、それは確かに。ただ、本当はそういう評議ができるといいなど、かねがね思っているんですけども、もちろん事件の内容にもよるんですよ。そういう評議になる事件というのも確かにあるんですけども、なかなか、例えば量刑の評議なんかでは、1人が何年という意見を言って、1人が何年という意見を言ったときに、あなたの意見はおかしいというような、なかなかそういう議論にはなりにくい感じはしますよね。ただ、その量刑の前提となる事実について、その評価はどうだろうなというような話がお互いの間で出てくるといいんですけど。おそらくそういう話もされているんじゃないかとは思いますが、皆さんのお話を伺う限りでは、その十分な意見が言えて、評議も尽くせたというようなふうにもうかがえるんですけども、経験されてみて、どうも意見を言いにくそうにしていた人もいますので、こういうことをしたらどうかというのがもし、何かそういうアイデアというか、御意見があれば、そういう方向からでも、お話をいただけるとありがたいんですけども。よかったと言っていただくことは本当うれしいんですけども、意見交換会としては全然楽しくないというか、ここを何とかしてくれという御意見はぜひとも伺いたいような感じがするんですが。無理にお願いしてもしょうがないんですが、いかがですか。

評議の結果が判決になるわけですよ。判決は、宣告の前に皆さん、お読みになるというか、ごらんになっていると思いますけれども、いかがでした。わかりやすくできていたでしょうか。何かこれはどうなんだというようなのはお感じになったことはないですか。4番の方、判決ごらんになって、何か違和感というか、ありませんでしたか。

4番

私自身、素人としては、本当の量刑はどういうところで決まるんであろうかと。だから、プロの方のおっしゃるものと素人の申し上げるものとの何か整合性といえますか、皆さんのいろんな意見があるわけですから、一つの結論はないと思うんですけれども、そういう意味でこういうものは、例えば殺人で1人だったらどうか、傷害でどの程度とか、そういうある程度の目安があって、それについて判決をするのであれば、みんな納得できる部分もあると思うんですけれども、私は今回のことについては、その人の、その被告の方の人生がわかる、決まるようなものですから、そういうものに素人が本当にそういうふうにかかわっていいんだろうかということはどうしても疑問というか、疑問って言ったらおかしいんですけど、自分の考えの中にそういうものをどういうふうに取り入れていくのかというのがどうしても悩みました。

司会者

どうもありがとうございました。おそらく具体的な事件を離れてみても、今の話でだんだん本音に近いところがうかがえるようになってきたかなと思うんですが、要するにそうするとやっぱり評議で意見は言えたといっても、結局やっぱり不安全感というか、自分、評議が十分に尽くされていないんじゃないかというようなところが残ったということなんですか、それは。

4番

それが残ったということよりも、私がそういう法律とか、そういうことに対して今までそういうことを真剣に考えたことがなかったわけです。それで、裁判員裁判に登録されましたというのが何か11月ごろだったと思うんですけど、それがあって、2月ごろに決定しましたみたいな案内をもらって、それから裁判員裁判って何なんだろうかって、それから冊子をいただいて、その中でわか勉強したわけです。ですけど、本当の、書類で見ると実際にそこにかかわるということは全く違うことだということがすごいわかったんです。やっぱりそれぞれ人間には感情がありますから、そこで被告の方とか、実際被害に遭われた方とか、傍聴人の中にいろん

な方がいらして、そういう中で法廷で見ているということは、何か恐怖心も出てくるんですよ、だんだん。そういうものがあって、私は何か最終的にはもうちょっと勉強していかないと、市民目線ということだけではできないんじゃないかなというふうには思っているんですけど。

司会者

。今勉強の話が出ましたけれども、今のやり方ではおそらく皆さんには勉強はしないで臨んでいただくというやり方でやっていると思うんです。その辺はいかがですか。その事件によっても違うと思いますけれども、選任手続があって、場合によっては、すぐ直後から審理、あるいはその日の午後から審理というような形でいきなり法廷に入ると、何の心の準備もなしに入ってしまうというようなことについて、何か御感想というか、その辺の戸惑いみたいのをお感じになられなかったでしょうか。6番の方いかがでしょうか。

6番

私は別に戸惑いはなかったです。先ほどのお話もあったんですが、我々は本当の法律の専門じゃなくても、やっぱり報道機関のほうから、いろんな事件について、あるいは判決についていろいろと目から入ってきているわけです。ですから、そういう目で、皆さんが皆さんという意味じゃないけれど、我々は、私は、そういう見方をしていましたので、別に大きな違和感はなかったです。

司会者

6番の方はあれですね、望んでというか、期待して来られた。

6番

そうですね、期待ではないんですけどね。

司会者

やりたいという気持ちで来られたんですね。

6番

ええ、やりたいという気持ちもありましたし、それから既に技術指導に、服役し

ている方と、もう一緒に仕事を教えてきた経験もありましたので、ですからこういうことが一応この一般の市民の方も参加できるところについては、私はいいい方向になっているなど、私は最初からそういう考え方持っていました。

司会者

ありがとうございました。1番の方、いかがですか。その選任から審理に入るところで、もう少し準備をしたかったとか、そういう気持ちはありますか。

1番

そうですね、選任手続が朝から始まって、選ばれて、午後からもう早速始まるわけですけども、やっぱり時間がない。その60人ぐらいたしか来ていたと思うんですけど、60人のうち、選ばれてしまって、やっぱり戸惑いというか、仕事をしているもんですから、まさかその10分の1ぐらいの確率で選ばれる、そんな選ばれるわけないよというふうに自分は思っていたんで、やっぱり1日だけで終わるものだと思ったものが、やっぱり何日も、言い方はあれですけど、ちょっと拘束されちゃうんで、仕事にちょっと多少は差し支えちゃうなというのはちょっと感じました。

司会者

それは、選任されてから残りの日の調整をされたということなんですか。

1番

そうです。その選任する日は、もうこの日だというのがもうあらかじめわかっていたんで、1日ぐらいだったら何とかというのはあったんですけど、どうしても1週間ぐらい自分のときは、初めから終わりまであったんですけど、仕事していて、やっぱり携帯電話とか今あるもんですから、どうしても会社には事情を話しても、お客さんのほうは全然わかってくれないんで、ばんばん電話かかってくるし、ちょっとその辺の調整の負担というか、そういうのはありました。

司会者

そのお仕事との関係等も問題もあるんでしょうけど、その事件を担当するに当たって、もう少し何か予備知識を得てから法廷に出たかったというような、そういう

気持ちはいかがですか。

1 番

自分は学校が一応法学部だったんで、うろ覚えながら何となくはわかりましたけど、全く何もわからない方はちょっと、いきなり公訴とか言われても何だという話になるでしょうし、あと選ばれてから、皆さんそれぞれ何かやっているわけですから、勉強する時間もおそらくないと思うんです。その辺で課題といっちゃ課題なんですか。

司会者

今の点は、2 番の方は何か御意見ありますか。

2 番

そうですね、私も仕事はやっていきますけど、最初選ばれて、どうしようかなと思いましたが、こういうことはもう滅多に経験することないから、引き受けてみようと思って受けました。だから、その5時ぐらいまで拘束されたその後、仕事、次の日の段取りをして、だから7時ぐらいまで事務所で次の日の仕事の段取りして、次の日には来て、夜でしたね、仕事をするのは。でも、そんな忙しい仕事じゃないから、毎日ではなかったんですけど、そうですね、半分ぐらいそんなときがありました。

司会者

評議の話から少し話がずれていきましたけども、評議が十分できたかどうかということについては、やっぱり評議は審理に基づいてやるわけなんで、当然どういう審理があったかと。その審理の内容について、どういうふうにお感じになったかということをお聞きしたいと思うんですけども、ここで少し休憩をして、休憩した後、そっこのほうに話を進めていきたいと思います。

(休 憩)

司会者

それでは、引き続いて、そうですね、審理をごらんになって、どなたかテレビで



見たとおりでというふうにおっしゃった方がいらっしゃいましたけども、私が見ているテレビというのは大体ふだんやっている法廷と随分違うなどという感じがするんですけども、どうですか、皆さん。審理をごらんになって、これは意外だったとか、これはおもしろかったとか、これはとんでもないとか、何でもいいんですけども、じゃ今度7番の方から伺いましょうか。何か印象残ったことでも結構ですよ。

7番

印象に残ったことね。かなりいろんな物証、要するに物とか、いろんな状況証拠やとか、いろんなそういう証拠書類とか、いろんなものもを見せていただいて、審理、いろんな形で皆さんとやりましたんですけども、そういう形で……。

司会者

事件は1つでしたか、たくさんありましたか。

7番

いや、1つでした。

司会者

それで、証拠というのは、その書類のほかに。

7番

物もありましたし。

司会者

あと、証人はいかがでしたか。

7番

証人はいませんでした。

司会者

そうすると被告人自身の話ですね。

7番

そうですね。だから、ある程度状況証拠と、その物証に基づいていろんなことをやっていくんですけども、それが果たしてそのとおりののかどうかというのいろいろ

んな形で角度を変えて皆さんとやりましたですけども。

司会者

ちなみにその事件は、認めている事件なんですか、争っている事件なんですか。犯人というか、被告人が、自分がそういうことをやったのは間違いないと言っているのか、それとも自分はやっていないとか、あるいは、そこまではやっていないとか。

7番

そうですね、ある程度、自分は被害者が女性でしたけども、男性がやったことは間違いないけども、意図はなかったと。要するに、強盗の意図がなかったというふうに、そういう形でなっているんですね。それを物証に基づいて審理するんですけども、かなりやっぱり難しい。物証のその、ある程度その傷とか、いろんなそういう状況証拠とか、いろんなことが出てくるんですけども、それをいろんな形で見ていくんですけども、若干いろんな意見が出ましたんですけども、落ちつくところには最終的には落ちつくような形にはなりましたが、皆さんと審議して。そういう形ではちょっと物証とか状況証拠だけではなかなか、事件の状況にもよるんでしょうけど。証人がいれば、また別でしょうけども。

司会者

ありがとうございました。

おそらく選任された直後に裁判官のほうから、刑事裁判のルールについてというような説明があったと思うんですが、そのことは記憶しておられますか。その証拠に基づいて裁判をすとか、立証責任の問題とか、怪しいときは被告人に有利とか、そういうお話は多分あったと思うんですけど、今のお話ですと難しかったということなんですけども、結局は評議ができたわけですよ。それで、難しかったとお感じになったのは、検察官のその立証の方法に問題がなかったんでしょうか。

7番

いや、検察というよりも、ある程度、状況証拠は状況証拠でわかるんですけども、

その人がある程度、強盗を、要するに金品奪おうというふうな、若干お話ししますとバッグだったんですけど、バッグを奪うか奪わないかで違って来るわけですよ。その男性は、自転車に引っかけたと。女性は、ひったくられたというふうなことで、そのバッグに基づいてある程度その傷とか、いろんな状況のことでひったくったか、自転車に引っかけたのか、というふうなことで、そこで審理していくんですけども、その辺のところは、やっぱりなかなか難しい面もありました。

司会者

私は、もちろん事件の内容わからないんですけども、おそらくそういう事件では検察官が、こういう事実が認められるから、こういう事実に基づいて判断してもらえれば、こういう事実が認められるはずだと。引っかけたんじゃなくて、ひったくったんだよという事実が認められるはずだというようなわかりやすい立証をしていただけるんじゃないかと思っているんですが、そういうレベルの話じゃなくて、その先が難しいというんですかね、その検察官の説明がわかりにくいんですか。

7番

いや、その被告人の方が、その自転車に引っかけたというふうにおっしゃるわけですよ。被害者の女性は、ひったくられたというふうに、どっちかに決めなくちゃいけなくなります。それに基づくのは、その物だとか状況証拠だとか、いろんなことがあるんですが、それが私たちが、裁判員がある程度裁判官の方と色々なお話し合いするんですけども、その中身について、ここの傷がこうだねとか、こういうことで引かかるか引かからないかどうかというのを色々な観点から討議していくんですけども、その辺のところでは確実に間違いないかって言われると、クエスチョンがつく場合もあるし、間違いないだろうという人もいらっしゃるし、その辺は、うまく言えませんけども、事件の最後の量刑に達する場合に、その状況証拠とか物証に基づいて、ある程度判決を下すんですから、ちょっとその辺は悩んだことは悩みましたですけど。

司会者

せっかくだから、もう少し伺いますけど、その事件では、6番の方でも結構なんですけど、被告人の話というのは、被告人が法廷で話したんですか、それとも被告人の捜査段階の調書という、その書類が証拠になったんですか。

6番

調書ですね。

司会者

その調書を検察官が法廷で朗読された。

6番

はい。

司会者

それで、被告人の言い分が皆さんにわかるわけですか。

6番

そうですね。現実には、結果的にひったくったときの状況が、実際問題、自転車の高さで女性の高さとの、この因果関係がちょっとわかりづらかったですよね、実際問題ね。例えば、女性は肩にショルダーをかけておったと。それで、後ろからその男性が、被告人が行ったときに、それがその引っかかったときに、その位置関係が非常にわかりづらいところがありました。だけれど、その奪おうとしたときにつけた、そのハンドバッグがある程度傷がついたり、引きずったりしたときのものはついているんですが、どこに引っかかったんですかということが非常にわかりづらかったです、現実には。

司会者

細かい事件の話になるんですが、どうも伺っていると、特に検察官の立証に問題があったというわけじゃないと。

6番

ないです。それはありません。

司会者

事件自体が難しかったと、そういうことなんですか。

6番

早く言うと、こういうぐあいになったから、こうなったんだよというのは、それはわからないわけです。結局なかなかその辺、細かい内容というのは出ていませんから。

司会者

おそらく、そういう事件だと、その証拠調べが終わった後に検察官が、こういう証拠に基づいて、こういう事実が認定できるはずですよという主張を論告という形でされると思う。弁護人のほうが、それに対して、いや、そこは、こういうふうに見えるんだから、そういうことにはならないよというのは弁論されると思うんですよ。その辺の論告や弁論の双方の主張というのはよく理解できましたか。

6番

それは理解できました。それと、じゃ、その証拠品を我々の目の前に皆さんで見せて、これはこういう傷というのはおかしいんじゃないかとか、現実に本当の、何ですか、男性が肩から余り提げていませんから、わかりづらかったんで、女性はその辺のところは非常にはっきりとした意見を言っておりました。そのために、中身は一本化されてきたなということとはよくわかります。

司会者

どうもありがとうございました。じゃ、ほかの裁判員の方に、少しその審理の感想を伺いたいんですけども、5番の方、いかがですか。

5番

審理は、結構検察の方が、パワーポイントか何かですか、きっちりとした資料をつくられていて、非常にわかりやすかったです。私の担当したその裁判員のときは、ちよつと弁護士の方のほうはちよつと資料でわかりづらいというか、全然資料の形が違う。というのは、何かぺらぺらの一枚物で説明とパワーポイントで・・・。

司会者

それは、あれですね、おそらく冒頭陳述とか、最後の論告弁論の話だと思うんです。その間に挟まっている実際の証拠調べ、これについてはいかがでしたか。

5番

証拠調べは、現物の資料プラス、あと現物、いわゆる凶器となるものもちょっと見せていただいたりとか、非常にわかりやすかったです。

司会者

担当された事件は、認めている事件。

5番

認めている事件です。

司会者

そうすると、例えば証人なんかは出てこない事件ですか。

5番

証人も出てきました。

司会者

どういう立場の証人が出てこられたんですか。

5番

これは、ちょっと言ってもいいのかな。

司会者

被告人の家族みたいな方ですか。

5番

いえ。

司会者

被害者。

5番

被告人の担当、医者です。

司会者

そういう関係の方ですね。

5番

はい。ごめんなさい。被告人じゃないや、弁護人，ここら辺ちょっと・・・。

司会者

覚えていらっしゃらないことは結構です。ただ、実際のその審理で、書証、証拠書類を調べたりするときは朗読をしますよね。その朗読で、その証拠書類の内容を十分理解できるかということとか、証人や被告人が法廷で話すことを十分理解できるかと、その辺はどうでした。

5番

書類等はわかりやすく説明いただいて、理解できるレベルでした。実際の法廷での話というのは、被告人はちょっと声が小さかったりとか、という部分で聞きづらいとかというのはありまして、あと証人の方もですか、もうちょっとマイクに向かってということで、ちょっと聞きづらい場面も結構ありました。

司会者

その事件では、被告人の話というのは、その捜査段階の調書で調べたのか、それとも直接法廷で話を聞いたのか、どちらでしたか。被告人の調書を朗読したか。

5番

朗読でした。

司会者

事件の内容について、私はこういうふうにして事件をしましたという調書を朗読されたんですか。

5番

はい、そうです。

司会者

それは、わかりやすかったですか。

5番

そうですね、わかりやすかったです。単純な事件だったものですから。

司会者

それと、その被告人、被告人自身も法廷で話をしたと思うんですけども、その関係はどうなっていたんでしょうか。被告人はどういう点を話したんですか、法廷では。

5番

被告人は、その話した内容は、ちょっと記憶があれなんですけども、別に否定をしているわけでも何でもなくて、ちょっと……。

司会者

結構です。4番の方は、その審理を、特に証拠調べとか、証拠をお聞きになっていていかがでした、わかりやすく頭に入ったかどうかで。

4番

被告の人は、実際に殺人をしたということは、状況は覚えていないと言っているんです。ただ、そこまでにある経過は、それは間違いがないと。ただ、その殺人とか傷害を起こしたことは覚えていないと。夜中に包丁を持ち出して、そこにいたという、そういうことは覚えていないけれども、過去にその人たちとトラブルがあったということがしっかり話されていました。

それと、証人の方もかなりの方がお出になったんですけど、実際に被害に遭われた方とか、傷害を受けた方、そういう方が証人としてかなり出られました。被告のほう、家族の方も出られました。あとは、証拠ですけど、その現場の写真とか、それからその着ていたときの洋服ですとか、あと包丁、血のついたままの包丁とか、そういうものも全部見せられました。そういうふうに証拠書類としてきちんとあるので、それは事実であるということと、そのお話は理解はできました。

司会者

今せっかくお話が出ているから、伺いますけども、その凶器とか、ビビッドな写真など、ごらんになることについていかがでしたか。



4番

私は、この裁判員裁判に望んで出たわけではないんです、抽選で当たってしまったという感じなので。ですから、そういうものを本当にその50センチもあるような、そういうものを見せられたときに、本当にやっぱりショックでした。そのかなりの年配の方なんですけど、被告の方が、こういう人がこんな事件を起こすのかということと、やっぱり、でもそれは事実なんだということと、何かギャップがすごいあるような気もしたんですけど、その証拠品の開示というのは、やっぱり必要なんだろうとは思いますが、私には余り見たくないものでした。

司会者

3番の方は、審理の関係はいかがですか。事件はわいせつでしたか。

3番

はい。私は、すごく話が長いのと細かいのがすごい嫌でした。余り人の話をそんな長く聞いたことがないんで、いきなり選ばれて、いきなり1.5分ぐらい検察の方がガアッとしゃべっていたんで、こういうものなのかという。

司会者

今おっしゃっているのは、おそらく冒頭陳述のことですか。

3番

そうです、はい。

司会者

15分は長い。

3番

僕は長く感じます。

司会者

私も長いと感じるときがありますから。あと、証拠調べの中身はいかがですか。おそらくわいせつの事件だということになると、被害者の方の調書の朗読があったんじゃないかと思うんですけども、いかがでしたか。

3番

余り覚えていないんですけど、何かどっちの手で、どういう感じでとか、何かそこまで細かく聞くのかな、言うのかなというのは。

司会者

その辺の率直な御意見というか、御感想をぜひ、もしあったら聞かせていただきたいんです。おそらく判決にはそこまで書かないんでしょうね、そんな具体的な。どうなんですか、よくわからないかな。

3番

そうですね、でもとにかく細かいなというのは感じました。もうちょっと、資料としてあるので、しゃべることに関しては、もうちょっと要点をまとめてしゃべってほしいなという感じがありました。

司会者

その事件は、認めている事件ですか。

3番

一部否認という。

司会者

それは、やったやらないの問題。

3番

やる前のていで、何か押し倒したとか、押し倒していないみたいな。

司会者

細かいところが違うということですか。

3番

そうです。

司会者

2番の方、いかがですか、証拠調べ、審理の中身について。

2番

証拠って、そんなになかった。写真がありました。

司会者

何の事件でしたっけ。

2番

殺人の手伝い……。

司会者

傷害致死でしたね。証拠は余りなかったですか。

2番

写真……。

1番

写真があったと思いました。

司会者

どうぞ、1番の方から。

1番

写真、死体の写真とか、あとは証人が出てきたりとか、事件の争点がたしか共謀したかしないかというか、共犯がいて、いつの時点から共謀したかということの評議した。

司会者

そうすると、その共犯者の方の供述というか、話がどこかで出てくるんでしょうね。

1番

証人で。

司会者

証人で出てきたんですか。

1番

はい。

司会者

証人の話というのはわかりやすかったというか、頭に入りましたか。

1 番

そうですね、はい。

司会者

2 番の方、覚えていらっしゃいますか。

2 番

顔は覚えています。何か淡々と話ししていて、という感じでした。結構短かった  
ので。ほかのものに比べて短かった。

司会者

大体皆さん一通り伺って、その審理わかりやすかったと、よく頭に入ったという  
お話だったかなと思うんですけど、3 番の方はちょっと長過ぎるんじゃないかと、  
細か過ぎるというようなお話もありましたけど、私、心配しているのは法廷でその  
審理をしていて、皆さん、疲れていらっしゃらないかなとか、退屈していないかな  
とか、私なんかはできるだけ1時間に1回は休延を入れるようにしているんですけ  
ど、特に午後なんかは眠くなったりすることなかったですか。もう大丈夫ですから、  
終わっていますから、本当のこと言っていて構わないですが。

1 番

正直眠くなることはありました。でも、ただ検察官の方は、めちゃくちゃ、言い  
方は人を食いつけるというような、次どうなる、次どうなるなんてみたいない感じで  
話していたんで、全然眠くなんなかったです。

弁護士の方は、ちょっと、済みません、話し方がちょっとおっとりしていたんで、  
時間によってはちょっと眠くなることもありました。以上です。

司会者

ほかの方はいかがですか。

審理がその、今の3 番の方は長過ぎると、細か過ぎるとい御意見だったけど、

本当に必要にして十分な証拠調べだったのかどうかという観点では。皆さん、もちろん、ほかの事件をやっておられないので、比較の対象もないから、御意見を言いくいかもしれませんが、実際に法廷に入ってみて、つらいというふうな感じをもし受けたことがあったとしたら、それはどうしてかなというのはぜひ伺いたいんですけども。全然つらくなかったと、嬉々として最後までつき合えたとおっしゃるんだったら、もうそれは本当にありがたかったということなんですけど、私は裁判官やっても、結構つらい法廷ってありますから。もう少し何とかしてもらえないかなというのがあるんですけど、いかがでしたか。やっぱり最初の経験、最初にして、最後の経験だから、ずっとそれはこういうもんだと思って、緊張して法廷に臨んでおられたんですか。

4番

私、証人の方が証言が終わった後に傍聴席にいたんです。その公判のたびに傍聴席にその方が来ているわけです。それで、たまたまその方の住所が私の住所と近かったんです。ということは、私の住所は相手は知らない、顔はあれですけど、名前も知らない。ですけども、万が一どこかで会うんじゃないかというような、そういう一番最初にここ来たときに、何かその恐怖があったとか、何か事件の関係でそういうのがあったときは、すぐ110番通報してとかという書いた紙をいただいたので、いや、そんなことあり得ないと思ったけれども、その被告とか、その証人が何か住所が近いということで、実際にはないと思いますけど、すごく恐怖感が感じました、そこで、もう相對しているわけですから。

司会者

貴重な話をありがとうございました。それは、選任のときに、事件との関係で差し支えはないかという質問させていただいていますよね。そういうことでは大丈夫だったんですか、事件、場所の関係なんか。

4番

その事件が起きた場所は、私の住まいからは離れているところです。だから、そ

の最初の選任手続のときのお話では、別にそういうことは感じなかったんですけど、実際に法廷になったときに、証人が住所、氏名言ったときに初めてわかって、それは、そういう意味で恐怖とか言いました。

司会者

そのことは、裁判体にはお伝えになりました、裁判官には。

4番

伝えていません。

司会者

ああそうですか。

4番

はい。

司会者

それから、今、御紹介があった連絡票ございますよね。それから、もう一つ、メンタルヘルスケアのお知らせというのもお配りしていると思うんですけども、そういうサポート体制について何か御意見ってありますか。実際にはお使いにならなかったということなんですね。

4番

はい。実際には使っておりませんが、そういういろんなことを、万が一のことを考えて、いろいろケアしてくださっているということは感じましたけど、逆にそういうのが本当にあるのだろうかという、そういう逆の思いもちょっとあったんですけど。

司会者

ほかの方で、今お話が出たような関係で、裁判員を経験したことによって何か非常に負担を感じたとか、心配事があったというような方はいらっしゃいますか。特にいらっしゃいませんか。

裁判員を経験されたことについて、周りの方には、どういうふうなお話をされて

いらっしゃるんでしょうか。5番の方、いかがですか。

5番

一応、勤め人なもんですから、上司、直属の上司には話はしまして、裁判が終わった時点では、裁判員をやったことは、ぜひ話してくださいということをお聞きしたんで、会社の人事とか、その当時人事とか、そこら辺にも経験したことはいろいろと広めていただいていたいいんですよという話があったんで、もしほかの社員で選ばれたら、私お話ししますよとかいうことも話しましたし、あとは会社を休むに当たって、休んだときにちょっと迷惑をかけた相手の取引先とかにも、若干、終わった後ですけども、実はこんな裁判員だったんですよというようなことは話したりしました。

司会者

御家族の方には何か。

5番

家族にはもちろん、一番真っ先に話したんですけど。

司会者

いや、経験されて、終わった後に、裁判員というのはこんなだよということまでPRをしていただけたかどうか。

5番

細かい内容は、もちろん言っていないんですけども、非常にいい経験だったということは話しましたし、それに対して家族のほうは、まさかそこまで、1番の方がおっしゃっていましたが、60人ぐらいの中からまた選ばれてというところを含めて、まさか選ばれるとは思わなかった、いい経験したねというようなことは言われました。

司会者

ありがとうございます。7番の方はいかがですか。裁判員の経験、周りの方にPRをされたりしたことはあるでしょうか。

7番

いや、PRはしないですけども、一応ある程度こういう形で選ばれたということ  
で、特段ありませんけども、家族のほうからは、すごいねとは言われたことは言わ  
れました。周囲は別段ありません。

司会者

特に経験されて、その後で精神的な負担等お感じになったということはありませんか。

7番

いや、最初の、終わるまで四、五日だったですけども、その間は緊張しましたけ  
ど、終わってからは、やはり自分自身では何か役に立ったかなというふうな感じで、  
少しは自分自身にいい、プラスの面が出てきたかなというふうな感じはします。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

私は、今いろんな中小企業とのかかわりが大きいんです。それで、特にこの裁判  
員のこういう制度になると、中小企業というのはなかなか難しい点があると思うん  
ですね。私は、こういうようなことが私もやったので、ぜひその中小企業の皆さん  
方が当たったときには、積極的に参加してほしいと。私は、トップのほうとつき合  
いが多いので、特に中小企業の社長さんたちにも、ぜひ積極的に、そういうとき  
には社員を出してほしいといったら、割合と、そうだな、これからはそうなんだよな  
と。ですから、いろいろの機会をとらえながら、そういう点をPRはさせていただ  
きたいなと考えています。

司会者

ありがとうございます。ぜひお願いしたいんですけど、そういう関係で、例えば  
審理日程を裁判所が組む場合に、出ていきやすいような審理日程というのはどうい  
うものなのかって、何か御意見ありませんか。



6番

中小企業の場合は、大メーカーは別ですけど、中小企業の場合は、例えば1週間なのと、こういう言い方をするんです。1週間だから、我慢できるんじゃないのという言い方をしたんです。これが、この前みたいに100日だとかというお話は別ですけど、ですから、そういう点については、積極的に1週間で1つの事件は解決できるのであれば、ぜひ積極的に参加させてほしいよと言ったら、うん、その程度だったら、参加させてもいいよと。大体トップのほうは、そういう言い方します。ですから、今後も割合いろいろな会社さんにつき合いあるので、中小企業には、そういうPRもさせていただきたいなどは考えています。

司会者

ありがとうございます。4番の方ですが、審理の日程の組み方というか、連日5日間やるのと、間に途中1日入れるのとか、途中に土、日を入れるとか、いろんな考え方があると思うんですけども、それぞれの方の御職業とか家庭生活に応じて、どれがいいというのはなかなかないかと思うんですが、4番の方御自身としてはどんな日程だったら助かるかなというような感じですか。

4番

そうですね、日程としては、もう何か決められたレールに乗ったみたいな感じでは来たんですけど、夏のとっても暑いときだったんです。それで、何か去年は本当暑かったの、そういう中でも日程が結構厳しいなとは思いましたが、逆に間があいて、その2週間とか3週間とか、そういうふうになるよりも、短期間で終わったほうが集中できるのかなという気はしました。ただ、私、夫婦2人家族なんですけども、やっぱり結構主人には、私が帰ってきてもどうだったって中身は聞かないでねって言っていたんですけど、やっぱり家族もそれなりの理解がないとなかなか難しいことではあると思うんです。私は、その日程的なものはちょっと、そういう暑さの中で大変だったということはありませんけども、5日間、間が1日あいての5日間で、7日間ですか、だったので、私実際には、今NPOでちょっと働いて

いるだけですので、仕事についての差し障りはなかったんですけど、暑い中での、その7日間というのは結構大変でした。

司会者

3番の方はいかがですか。長過ぎる証拠調べを経験されて。

3番

そうですね、続けてやってもらったほうがいいと思いますし、行って、次の日から、行ってみないと、選ばれるか、選ばれないかがわからないというのが、ちょっと会社に報告する上で難しいので、何かここで決めるんじゃなくて、もう最初に書類で決めてもらえればうれしかったなというのは、もう決まりましたんで、こんだけ出てくださいというのは結構つらかったです。

司会者

わかりました。2番の方、何か御意見があれば日程のことでも結構ですし、御負担の関係、その審理で終わってみてからの心理的な負担とか。

2番

そうですね、やっているときは大変でしたけれど、それが、しなくちゃいけないことだと思っていたから、負担というのはそんなに、あったんだけど、そんな関係なかったです。来て、それで聞いて、最後これで、こんなんでもいいのかな、私みたいなのも思ったんです。あと、向こうの被害者、被害者じゃなくて何だ、加害者か、あの人の顔が私見えるんです。私も向こうの顔が見えて、この人とどこかで会ったら嫌だなって、それは感じました。

司会者

そういうお気持ちというか、不安ですか、それは後もずっと引きずるものですか。

2番

いえ、そんなことはないですけど、会ったら嫌だなって思っていたんで、ただ、全然引きずっていないです、私は。

司会者

まだ顔を覚えていらっしゃるでしょうか。

2番

覚えています。

司会者

もうしばらくたつと忘れるんじゃないかと思えますけど。

2番

内容は忘れちゃったんですけど、顔だけ覚えています。それが、ちょっと負担と  
言えば、それかなと思います。

司会者

今ほかの方からちょっと話出しましたが、その中身を人に話しちゃいけないとい  
うことはどうですか。

2番

でも、新聞に載っているから、新聞に載っていたわよということを話して、私は  
PRしてきました。裁判員って大変だけれども、みんな経験したことないことだか  
ら、そういうのを経験してみてもいいんじゃないかなというふうな話で、友達にも  
仕事関係にも、みんな話をしました。

司会者

御自分が担当された事件についての報道というのは気にされましたか。

2番

そうですね、終わった後は新聞見たりしました。でも、それだけでした。私が、  
そんな……。

司会者

正確に報道されていきましたか。

2番

そういうとこね、どうでしたかしら。

司会者

ああそうですか。じゃ、1番の方、いかがですか。日程のことから、精神的な負担のことから、何でも結構なんですけど。

1番

日程に関しては、先ほども発言したとおり、やっぱり私もちよっと勤め人なんで、会社の理解も必要ですし、何も知らない取引先の人からやっぱり電話がかかってきて、その辺のやりくりは大変だったなというの以外は、特に何もありませんけど。

司会者

それは、あれですか、選任された直後に少し日程調整の時間があつたらよかつたということなんですか。それじゃ済まない話なのか。

1番

そうですね、時間があつたとしても、やっぱり……。

司会者

同じですか。

1番

ええ。皆さんおっしゃっているとおり、やっぱり短期でやってくれたほうが、やっぱり休みもとやすいもんですから、その辺が日程調整が必要じゃないかと。

司会者

あと、その事件の中身を、というか、経験したことを余り人にしゃべれないという、そういうところはいかがですか。

1番

その守秘義務の範囲が、こういうことはしゃべらないでくださいというのは、やっぱり説明はしていただいているんですけど、どこまでが守秘義務なのかというのは、いまいちわからないというか。

司会者

確かに難しいかもしれないですけど、ここがだめだというところは、大体おわかりになるんじゃないですか。

1 番

ええ。そうですね，最初はまあ，妻にも全然，余り裁判の内容も話さなかったんですけど，それくらいきつい縛りがあるのかなと思っていたんで，やっぱり範囲がわからなかった。後々調べたら，もうちょっと緩いというか，さすがにどういう人がいてというのはしゃべっていないですけど，範囲がちょっとわかりづらい。

司会者

あと何かお聞きになりたいことはありますか。検察官，弁護士さん。

新穂弁護士

じゃ，よろしいですか。

司会者

はい。

新穂弁護士

大体大まかなところは聞かれていますけど，守秘義務のことで，自分はこうしゃべりたいんだけど，なかなかしゃべれなくて，非常にきつい思いをしたとか，そういうようなことは感じられたことはございますか。余りそれは感じてこられなかったのか，もし感じた方がいらっしゃったら，ちょっとお話ししていただければと。

司会者

いかがですか。特になければないであれなんですけど。

新穂弁護士

それがなければ，2点ほど聞かせていただきたいんですけど。

司会者

はい，どうぞ。

新穂弁護士

弁護士の場合は非常に被告人と直接関係があつて，刑事裁判の場合に先ほど，いわゆる刑事裁判の原則というものは説明を受けたかということで話があつたと思う

んですけども、なかなかわかりにくい内容のはずなんです。例えば疑わしきは、被告人の利益にとっても、なかなかその内容がどういうものかというのは、聞いただけではわかりにくい。それから、いわゆる有罪とするために、どうすればいい、どの程度のことまで確実性を持ったりしたら、有罪として判断をしていいのかということも、これは刑事裁判の原則で、最初に、本当言うときちっと説明をして、わかっている必要があるんです。ここの部分は、おそらく弁護士からも結構出たりとかいうことはあると思うんですけども、その部分の説明というのは聞かれていますと思うんですけども、自分では大体理解できたというふうに皆さんお思いなんですか、それとも何となくわかりにくくて、わかんないまま先に進んじゃったというような感じなんですか。そこら辺のそこはどうでしょうか。

司会者

いかがですか。

それぞれ具体的な事件でやっておられるんで、なかなかどの段階でどういう説明を受けたかという記憶があるかどうかわからないんですが、ちなみに私のやっている裁判員裁判では、もちろん冒頭でその刑事裁判のルールについて説明はしますけれども、結局それを学校で説明するような形では説明することというのは、それ以上はしないんです。その個別の具体的なケースで、ここが問題になると。そうすると、じゃこれは疑わしい段階でとどまっているのか、それとも確信が持てるのかという、そこを議論しましょうというような、そういう形でやっているんで、なかなか、あらかじめきちんと説明をして、理解を得てというような形ではやっていないかもしれないです。問題が出てきて、皆さん、間違いないと思っているところでは特に問題にならないわけで、おかしいとか、ちょっと疑問があるなといったときに、じゃ、それはどういう疑問があるかという、そういう形で具体的に話をしていくようにしているんですけど。

新穂弁護士

というのは、先ほどもちょっと7番の方ですか、いわゆるものすごく思い悩んで

ということで言われていて、どの程度の判断ができたらというのは、結局そこら辺のところがある程度わかっていれば、悩む部分も少なくなったのかなというふうには思うので、私たち弁護士やっている場合に、非常にそこら辺を重視する部分もあるんで、お聞きしました。

あと、もう一点、4番の方が、いわゆる殺人とか、そこら辺のところ絡んだということがあると思うんですけども、いわゆる量刑について、こういうことで自分たちがそういう判断をしてもいいのかなという、かかわっていいのかなということでお話がありましたけども、ほかの方でそういうことで疑問を持たれた方というのはいらっしゃいますか。

司会者

今のはあれですか、量刑判断をしてもいいのかどうかというようなところですか。自分が懲役何年とか、あるいは無期とか、場合によっては死刑というような判断をしてもいいのかと思われ悩まれた方、悩まれる方はいらっしゃるかもしれないけど、その辺いかがですか。どうぞ、5番の方ですか。

5番

量刑について、確かに自分がそういうものに判断する立場にというか、そういうふうになるのがいいのかなというのは若干はやはり思いました。ただ、結局は総意、裁判官、裁判員、全員で納得した上での、納得したというか、で出された内容ですんで、ちょっと逃げになっちゃうんですけど、自分がというような形には思わなかったというか、自分一人がそういう判断したわけじゃないと。全員で出した答えなんで、自分の、逃げになっちゃいますね。自分の責任じゃないやという感じにはなれたので、自分一人じゃないなというふうには思いましたんで、そんなに、今となつては、そんなこともあったなみたいなぐらいの軽いというか、そんな気にならなかったです。

司会者

そこは、私も量刑決めるときには、決して一人で決めるのではないからというこ

とは強調して、みんなで決めましょうということを言っているつもりではいるんですけど。検察官，何か御質問があれば。

岩崎検察官

先ほどの冒頭陳述，ちょっと検察官が長いと，15分ちょっとは長かったというお話がありましたけど，ほかに何か検察官の行った訴訟行為あるいはその他姿勢も含めてで結構なんですけども，御不満に思われたこと，あるいはこれはしていただけると，というようなことありましたら，ぜひお願いできればと思うんですが，いかがでしょうか。特によろしいですか。

司会者

おそらく証拠調べの中では検察官が一番活動していると思うんです。検察官もいろんなタイプがあって，非常に攻撃的な方とか，紳士的な方とか，いろいろいらっしゃるものですから，余りそういう印象は残っておられないですか。ちょっとあれはどうだろうとか，あれはひどいんじゃないかとか，余りないですか。

岩崎検察官

なければ結構でございます。ありがとうございます。

司会者

裁判所，何かありますか。

栗原裁判官

5番の方が，裁判員と裁判官とは結構やりとりがあったけども，裁判員同士では余り話をしねえなというようなことをおっしゃったと思うんですけど，それ何で言うようになんないんですか。例えば量刑で議論するときに，反省しているんで，いいんじゃないでしょうかというような話ししたら，何言っているんだ，反省なんかしてねえじゃねえかという言い合いはしないですか。そういうことがもしできないとすると，何でそうできないんでしょうか。

5番

そこまでやはり知識は・・・。



栗原裁判官

いやいや……。

5番

というか、思ったことを、それ違うんじゃないのというような、そこまで知っている仲ではないですし。

栗原裁判官

そうか、裁判员同士が遠慮しちゃう、という感じですか。つまり相手に言っていることが、それ違うんじゃないのと言うと、相手に悪いんじゃないかねえかなという感じですか。

5番

そこまで思うような内容ではなかったのと、確かに相手に対して失礼なんじゃないのということ。

栗原裁判官

なるほど。そういうときに、例えば裁判長なり裁判官が、そういうことはないですよと、何言ったっていいんですよと、後で謝ればいいんだからとか、そういう何言ったって後で、例えばこう言ったけど、やっぱりさっきの撤回しますと、乗りおり自由ですよという話はなかったですか。

5番

いや、それはなかったと思うんですけど……。

栗原裁判官

そうですか。

5番

ええ。違うんじゃないのとは言わないですけども、いろいろと、いや、これはこう考えるべき、相手に対して、ほかの裁判员に対して違いますじゃなくて、いや、私はこう思っています。直接言うんじゃないくて、私としては、こう思っていますという意見は言ったんですけども、あからさまに、それは違いますとかは言わなかつ

たですが。

栗原裁判官

3番の方にちょっとお尋ねしたいんですけど、そういう意見の話になって、例えば評決なんかでも、長くやらないで、もうぱんぱんとやって、1回聞いたら、もう2回、3回と聞くなよというような話をされておりましたよね。要するに、同じじゃんかと、何回聞かれたって、ということでしたよね。だけど、今のお話みたいに、やりとりすると、自分の根拠で、ここが違うのかなということをもう一回考えると、違う、それでもこうだというふうになっていくじゃないですか。そういうやりとりはないですか。そういうのは意味があるとは思わないですか、どうですか。

3番

裁判官が意図的に最初の意見と変えようとしているのかなという感じに見えるんで、そこまで、いいの、いいのって聞かれたら、えっ、じゃ、こうですというふうな方もいたので。

栗原裁判官

それは、自分としては嫌だなと。

3番

それは、ちょっと何か意図的に変えさせているような。

栗原裁判官

そうか、そうすると裁判官が余り上手じゃないなという感じ。

3番

そうでもないんですけど。

栗原裁判官

どうですか。なるほど。5番の方。量刑の方法について、総論の話がなかったのかという話があったと思うんですけど、最初に量刑というのはこうやってやるんだよという話の説明、それは記憶がないというお話ですか。

5番

そうです。記憶がちょっとない。

栗原裁判官

それは、やっぱりそうすると、今思い返してみても、あったかもしんないけど、覚えていないというのはへたくそだという話ですか。要するに、わかんないように説明しているから、覚えられないんだよと。もっとわかるように言えということではないですか。

5 番

いや、もう大分、1年近くたつんで。

栗原裁判官

そうか、そうか、時間がたっているの。

5 番

ええ、忘れちゃった。

栗原裁判官

じゃ、印象でいいんですけど、話がうまいとか下手だなというのはどうでしたか。

5 番

話はうまいなと思いました。

栗原裁判官

難しいことは言っていませんでしたか。

5 番

いや、かみ砕いて。

栗原裁判官

かみ砕いて言っていた。

5 番

ええ。

司会者

そろそろ時間がなくなってきたんで、傍聴されている方でどなたかお聞きになる予定の方、名前を言っていただいで。

TBS記者

裁判長の話で、先ほどから評議のときに話が弾んだかどうかというところがあったと思うんですけども、今こういうやり方で聞いていてみても、1番さん、こういう質問どうですかと言って、結構黙って、次の質問にいつてしまっていることが何度かあったと思うんですが、やっぱり1番さん、どうですかとか、4番さん、どうですかって聞かれたほうがよかったですか。1番さん、どう思いますか。

1番

やっぱりいきなり皆さん、知らない中で集まるんで、そういうふうに発言が得意な人、不得意な人がいると思うんで、最初はその1番の方、2番の方というふうに発言の機会を与えたほうがやっぱり発言すると思うんで、それはそれでいいんじゃないか。やっぱり発言が得意な人は、ばんばん、ばんばん発言していたという覚えもあるんで、それは指すほうが悪いということはないと思いますけど。

TBS記者

やっぱり声のでかい人というのはいましたか。要は、よくしゃべる人。

1番

よくしゃべる人はいました。

TBS記者

それが何か全体評議というか、話し合いの中で影響をかなり与えたなというのがありますか。それとも裁判長がうまくそこは話を振ったなという印象はありましたか。

1番

そうですね、裁判長がうまくコントロールしていたと思います。

TBS記者

そうすると、その裁判長の話というのは、やっぱりうまかった、うまく主導とい

うか、司会をうまくできていたなと思いますか。

1番

そうですね、わかりやすく、その評議のときも、休憩のときに、こういうことを言っていたけど、わかったというような投げかけはしていただいていたんで、全然問題がなかった。理解できました。

TBS記者

3番さんはどうですか。

3番

そうですね、基本的にみんな同じぐらいの時間をしゃべらすようにしていたと思います。それで、しゃべり好きのおばちゃんやらが多くしゃべっていたんで。そんな感じですよ。

TBS記者

最後に、たばことか吸いに行ったときには、よくみんなで話すんだけど、こうやってちゃんと設置されると、なかなか話しづらい部分があって、裁判员同士での会話が余りなかった、意見の言い合いがなかったというのはあったと思うんですけど、例えば裁判長が今の1番さんの意見に対して4番さん、どう思いますか、そういうような、あえて裁判员同士で話し合いをさせるような、そういう司会の持っていく方というのはありましたか。5番さん、いかがでしょう。

5番

記憶は大分遠ざかっているんですけども、そういった話の持っていく方をされていたと思います。例えばちょっときつ目の意見を言われた方が一番最初にいたとしたら、こういった意見がありましたけども、また端っこから、あなたはどう思いますか、あなたはどう思いますかという形で話を持っていかれていたと思いますんで、そういった点ではちゃんとできていたと記憶、あいまいな記憶ですけども。

TBS記者

じゃ、そういう意味では直接、例えば裁判员同士のキャッチボールではなかった

けども、裁判長を通してちゃんとキャッチボールはできていたから、全体的の会話もうまくできていたんじゃないかなという感じですか。

5番

そうですね、褒めているわけではないんですけども、不満が残るような内容ではなかったんで、極端な意見を言った人に対しての、その裁判員同士の流れをつくることをやっていただいたんで、大丈夫だったんだというふうに思います。

TBS記者

最後に4番さんはいかがですか。今のそういうキャッチボール、裁判員同士のキャッチボールというのはありましたか。

4番

今5番さんが言われたように、わりあい裁判長さんが情報というか、そういうものをうまくコントロールして、皆さんが意見を出せるような体勢はつくってくれたと思っています。

TBS記者

例えば何か別の裁判員の方が言ったことで、ちょっと不満があるんだけども、その不満が残ったまま話がどんどん進んでしまったりというような感じは全体的になかったですか。うまくわだかまりは解けて話し合いはできていたかなという感じですか。

4番

そうですね、量刑に関していろんな話が出たんですけど、最終的には皆さん一致した意見でまとまったので、それはその方向だったと思っています。

TBS記者

わかりました。ありがとうございます。

司会者

よろしいですか。

それでは、時間が参りましたので、ほかに特に御意見がなければ、これで終わり

にしたいと思います。本当にどうもお忙しいところをありがとうございました。

これからも、また何か御協力をお願いすることがあるかもしれませんので、そのときはぜひよろしくお願ひいたします。